

限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請について

高額な外来診療を受けるときや、入院したとき、同一月に同一医療機関に支払う一部負担金と、入院時の食事療養費または生活療養費が減額される制度です。

国民健康保険に加入のかた

■対象となるかた

70歳未満のかた、70～74歳のかたで住民税課税世帯のかた

■申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、印鑑

■申請場所

住民福祉健康課 保険年金係

■現在認定証をお持ちのかた

現在お持ちの認定証の有効期限は平成29年7月31日となっています。引き続き必要なかたは、更新手続きをしてください。申請手続きの受付は8月1日(火)からです。

後期高齢者医療制度に加入のかた

■対象となるかた

住民税課税世帯のかた

■申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、印鑑

■申請場所

住民福祉健康課 保険年金係

■現在認定証をお持ちのかた

現在お持ちの認定証の有効期限は平成29年7月31日となっていますので、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。ただし、平成28年中の所得状況により、認定を受けられない場合もあります。

【国民健康保険】70歳未満のかたの自己負担限度額（月額）

所得区分	区分	過去12か月以内に3回まで	4回目以降※2
所得※1が901万円を超える	(ア)	252,600円＋医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1％	140,100円
所得が600万円を超え901万円以下	(イ)	167,400円＋医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1％	93,000円
所得が210万円を超え600万円以下	(ウ)	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1％	44,400円
所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	(エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	(オ)	35,400円	24,600円

※1 所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除額後の総所得金額などのことです。

※2 過去12か月の間に、一つの世帯での自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降の限度額。

70～74歳の国民健康保険加入のかたおよび後期高齢者医療制度加入のかたの自己負担限度額は、高額療養費の自己負担限度額（4ページ）と同額です。

後期高齢者医療制度加入の皆さまへ

後期高齢者医療被保険者証は7月中に送付します

現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成29年7月31日となっていますので、7月中に新しい被保険者証を送付します。8月以降、病院などにかかるときは新しい被保険者証をご使用ください。





住民福祉健康課 からのお知らせ

問合せ＝住民福祉健康課 保険年金係 ☎76-1366

70～74歳の国民健康保険加入または後期高齢者医療制度加入の皆さまへ

高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費の自己負担限度額（月額）が、平成29年8月から次のとおり変更になります。

区 分		平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み所得者	外来〔個人ごと〕	44,400円	57,600円
	外来＋入院〔世帯ごと〕	(医療費総額－267,000円)×0.01＋80,100円※1	(医療費総額－267,000円)×0.01＋80,100円※1
一 般	外来〔個人ごと〕	12,000円	14,000円※2
	外来＋入院〔世帯ごと〕	44,400円	57,600円※1
住民税 非課税 世 帯	区分Ⅱ	外来〔個人ごと〕	8,000円
		外来＋入院〔世帯ごと〕	24,600円
	区分Ⅰ	外来〔個人ごと〕	8,000円
		外来＋入院〔世帯ごと〕	15,000円

※1 過去12か月に3回以上高額療養費の支給に該当した場合、4回目以降の支給は多数該当として自己負担限度額は44,400円となります。

※2 1年間（8月1日から翌年7月31日）の外来の自己負担合計の限度額は144,000円となります。



入院時生活療養費標準負担額（居住費）の金額が変わります

療養病床に入院したときの居住費が、平成29年10月から次のとおり変更になります。

区 分	平成29年9月まで	平成29年10年から
以下のいずれにも該当しないかた	1日につき320円	1日につき370円
厚生労働大臣の定める者 (指定難病患者を除く)	1日につき0円	1日につき200円
指定難病患者	1日につき0円	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円	1日につき0円